

# 令和5年度しが生物多様性取組認証制度 応募要領

## 1. しが生物多様性取組認証制度とは

---

### (1) 認証制度の概要

---

事業活動における生物多様性の保全や自然資源の持続的な利活用に関する取り組みをチェックシートにより確認し、その項目数に応じて3段階（1つ星、2つ星、3つ星）で滋賀県が認証します。

### (2) 具体的な支援の内容

---

- 知事名の認証書を授与します。
- 認証マークが使用できます。なお、認証マークの使用にあたっては4ページの認証マーク使用にかかる注意事項をご覧ください。
- 認証事業者として、事業者名または事業所名を滋賀県のホームページや自然環境に関するイベントなどで広く発信することにより、事業者のイメージアップにつながります。

## 2. 対象となる事業者・団体等

---

- 滋賀県内に本社または事業所を置く事業者および団体等で次に掲げる者（国および地方公共団体ならびにそれらの関係機関を除く）。
    - ・ 法人（会社、社団法人、財団法人、NPO法人）
    - ・ 個人事業者
    - ・ 農林水産事業者
    - ・ 教育機関
- ※認証は事業者または事業所単位。

## 3. 応募者の要件

---

- 生物多様性しが戦略※に賛同していること。
- 法令を遵守していること。
- 暴力団または暴力団員と密接な関係を有しないこと。

※生物多様性しが戦略

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/shizen/14035.html>

## 4. 応募方法

認証を希望する者は申請書に必要事項を記載のうえ、添付書類とともに、応募期限までに提出してください。

なお、提出にあたっては、以下（５）の申請書の記載にあたっての注意事項を踏まえ、記載してください。

### （１）応募期間

令和５年度の応募期間は以下のとおりです。

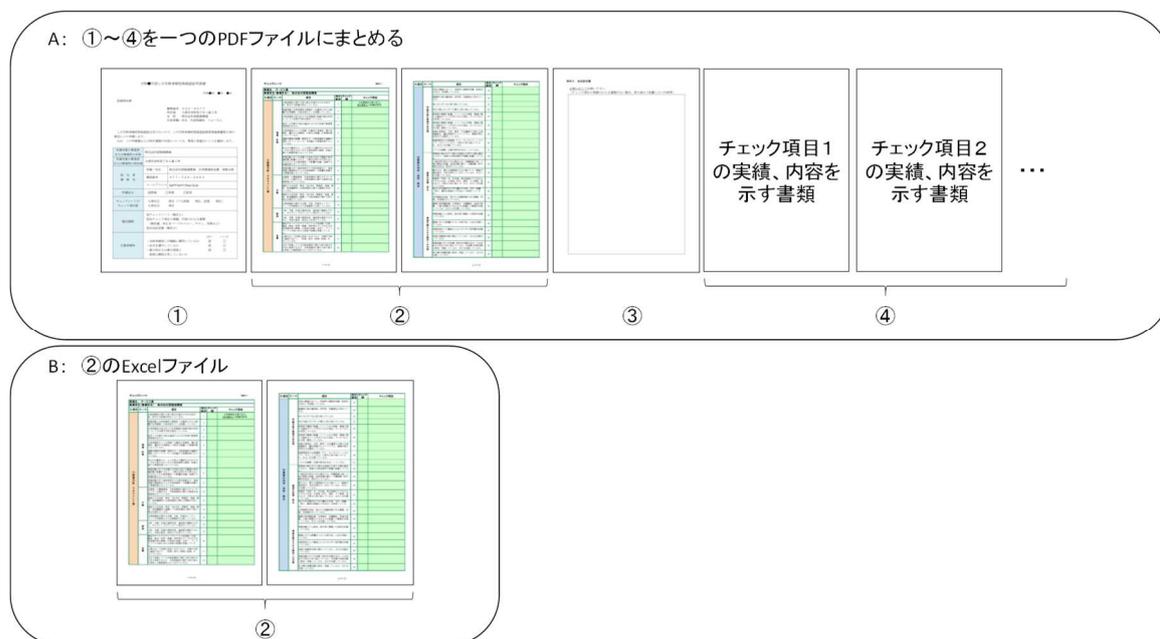
令和５年 10 月 10 日（火）～令和５年 11 月 17 日（金）

### （２）提出書類

- ① 応募申請書
- ② チェックシート（様式１）
- ③ 自由記述書（様式２。チェック項目の実績、内容がわかる書類がない場合や、特にアピールしたい点がある場合に、必要に応じて提出してください。）
- ④ チェック項目の実績、内容を示す書類

※電子データで提出する場合は、①～④を一つの PDF ファイルにまとめたもの(A)と、②の Excel ファイル(B)の提出をお願いします。

※可能な限り電子データでの提出をお願いします。なお、電子データでの提出が困難な場合は紙面での提出も可能です。



※審査を円滑に進めるため、④ チェック項目の実績、内容を示す書類については、以下の点に留意の上提出してください。

- ・ チェック項目の実績、内容について、資料の該当箇所を明示してください。（例 1：チェックシートの各チェック理由欄に資料名、頁、該当箇所等を明示する。例 2：資料内の該当箇所にチェック項目番号を記載する。例 3：チェック項目番号と資料の対応表を添付する。など）
- ・ 以前に当認証を取得している申請者（更新、変更）については、取組内容に変更がないチェック項目についてはチェックシートの「継続取組」欄にチェックしてください。ただし、実績、内容を示す書類については直近のものを添付してください。

### (3) 提出方法

---

上記（2）の提出書類を、令和 5 年 11 月 17 日（金）までに次の方法により提出してください。

#### ■大容量（概ね 20MB 以上）の電子データを提出する場合

次のメールアドレス ([dg0002@pref.shiga.lg.jp](mailto:dg0002@pref.shiga.lg.jp)) まで、タイトルに「大容量申請予定・しが生物多様性取組認証制度」と記載のうえ空メールをお送りください。

空メールをお送りいただいたメールアドレスあてに、滋賀県自然環境保全課担当者から、「滋賀県大容量ファイル転送システム」のファイル送信依頼をお送りしますので、当該システムにより申請書の電子データをお送りください。

※その他の方法（他のファイル転送サービス等）でお送りいただいても、県のシステムではダウンロードできないため、大容量の場合は必ず上記の方法でお願いします。

#### ■小容量（概ね 20MB 未満）の電子データを提出する場合

次のメールアドレス ([dg0002@pref.shiga.lg.jp](mailto:dg0002@pref.shiga.lg.jp)) まで、メールに添付してお送りください。

※申請書を受け付けた場合は、滋賀県自然環境保全課担当者から受け付けた旨を返信します。返信がない場合は、お手数をおかけしますが電話 ([077-528-3483](tel:077-528-3483) あて) にて御確認をお願いします。

#### ■郵送または持参により提出する場合

〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号 滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課 あて

※正本 1 部を提出してください。

※郵送の場合は、封筒に「しが生物多様性取組認証申請書在中」と記載してください。

※提出された書類の返却はいたしません。

#### (4) 認証までの流れ

応募申請書の提出（令和5年10月10日（火）から令和5年11月17日（金））



しが生物多様性取組認証制度審査会（12月頃）



認証書の発行（3月頃）

- ◆ 審査結果につきましては、申請のあった事業者へ個別にお知らせします。
- ◆ また、認証者および区分（星の数）は滋賀県ホームページで公表します。

#### (5) 申請書等の記載にあたっての注意事項

① 応募申請書	<ul style="list-style-type: none"><li>・新規に認証を申請する場合は新規に、以前に認証を受け3年後に更新する場合は更新に、以前に認証を受け、異なる区分（1つ星、2つ星、3つ星）への変更を申請する場合は変更チェックを入れて下さい。</li><li>・チェックシートにチェックをした大項目毎の項目数を記載してください。</li><li>・各チェック項目の実績、内容がわかる書類がない場合や、特にアピールしたい点がある場合は、様式2にその内容を記載してください。</li></ul>
② チェックシート（様式1）	<ul style="list-style-type: none"><li>・該当する項目のチェック欄にチェックを入れてください。</li><li>・チェックする際には、該当するかどうかを解説書により確認してください。</li><li>・チェック理由欄には、チェックの根拠を記入してください。 例：〇〇××のため、添付書類③ p14 参照、など</li><li>・更新、変更の申請者は、以前の申請時から継続している項目については継続取組欄にチェックを入れてください。</li><li>・「チェックシートの解説」には、各項目に取り組む意義や留意事項、持続可能な開発のための目標（SDGs）およびマザーレイクゴールズ（MLGs）との対応について記載しています。</li><li>・ご不明な点がある場合は事務局：滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課（077-528-3483）までご連絡ください。</li></ul>
③ チェック項目の実績、内容を示す書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・各チェック項目の実績、内容を示す書類として、報告書、計画書、WEBページ、チラシ、活動写真、証明書、講習会等の次第などの写しを添付してください。</li><li>・各チェック項目と書類の対応箇所について、明示してください。</li><li>・更新や変更の申請者で、取組内容に変更がない場合でも、実績、内容を示す書類については直近のものを添付してください。</li><li>・実績、内容を示す書類がない場合は、申請書様式2にその内容を記載してください。</li></ul>

### 5. 認証基準・認証の更新について

#### (1) しが生物多様性取組認証制度審査会

しが生物多様性取組認証の可否については、書類の形式確認および有識者等で構成される「しが生物多様性取組認証制度審査会」において審査を行い、決定します。

チェックシート全40項目のチェック項目数に応じて3段階（1つ星、2つ星、3つ星）の区分を設けます。

<認証基準>

1つ星	大項目①のチェック項目数が5項目以上かつ大項目②のチェック項目数が4項目以上であること
2つ星	大項目①のチェック項目数が7項目以上（うちテーマ「評価」の項目を1つ以上含むこと）かつ大項目②のチェック項目数が6項目以上であること
3つ星	大項目①のチェック項目数が10項目以上（うちテーマ「評価」の項目およびテーマ「改善」の項目をそれぞれ1つ以上含むこと）かつ大項目②のチェック項目数が10項目以上であること

1つ星、2つ星、3つ星すべてについて、チェックシートのチェック項目が提出資料により適切に実施できているか確認を行います。また、必要に応じて審査会で審査を行います。

## (2) 認証の更新

---

認証を受けてから3年後に認証の更新が必要となります。認証区分を変更した場合は変更の認証を受けてから3年後に更新が必要となります。

## 6. 注意事項

---

### (1) 認証マークの使用

---

認証マークは、しが生物多様性取組認証の認証事業者である証として、広く広報活動に用いることができます。ただし、認証マークを第三者に使用させることおよび認証書を第三者に販売、または譲渡することはできません。

### (2) 認証後の情報発信

---

認証事業者の事業者名または事業所名を滋賀県のホームページや自然環境に関するイベントなどで広く発信します。

### (3) 申請書類の取扱いと情報提供について

---

応募書類に記載された取組のうち、他の事業者の生物多様性に関する取組の目標となる優良な事例や他の事業者が実施できるなど広がり期待できる事例などについて、県で事例集を作成することがあります。

事例集を作成する際は、写真の提供や掲載する文章の作成・確認等に御協力をお願いします。